

【3】計画の展開方向

行政基本法の関係【5】

「土佐市地域福祉活動計画」においては、これらの重点目標の実現と推進に向けて、行政計画としての「土佐市地域福祉計画」の基本理念や、現状と課題に基づいた考え方を共有しつつ、具体的な活動計画の展開方向を定め、地域福祉力の向上を目指します。

具体的な活動計画の展開方向

【展開方向1】地域福祉活動の推進

1. 組織活動の推進
2. ボランティア活動の推進
3. 福祉意識の啓発

【展開方向2】在宅福祉活動の推進

1. 福祉サービス等の利用促進
2. 権利擁護と虐待防止
3. 低所得者対策の推進

【展開方向3】福祉のまちづくりの推進

1. ふれあい福祉相談センターの充実
2. 各種募金活動の推進
3. 環境整備運動の推進
4. 各種福祉団体との連携強化

【展開方向4】健全な事業運営

1. 財政基盤の整備